

環境政策 安心して健康に暮らせるまちをめざす

【環境政策の目標】〔総合的目標〕

本市は公害問題の克服をめざし、積極的な環境行政を進めたことにより、大気や水質などの環境は改善に向かってきました。更なる環境改善に向けて、未解決の課題や新たな問題に対応するため、事業者や市民の協力による環境負荷の低減、環境の監視や調査による問題の未然防止などに取り組み、大気や水、土壌のきれいさや安全性を守り、化学物質の環境リスクを低減して環境汚染を防ぐことで安心して健康に暮らせるまちをめざします。

また、騒音、振動や悪臭への対策を進め、静かで悪臭物質の排出が抑制された環境が享受されるよう努めるとともに、建築物や工作物の建設の際の要請、助言、指導などにより著しい建造物影響が生じない空間の創出を促進します。

環境要素		環境要素の目標	
大気		大気のきれいさや安全性が守られていること	
環境項目	環境項目の目標	指標	
大気質	環境基準、環境目標値等に適合していること	<input type="checkbox"/> 大気汚染に係る環境基準、環境目標値達成状況	
	汚染物質の排出が抑制されていること	<input type="checkbox"/> 窒素酸化物排出量 (工場・事業場) <input type="checkbox"/> 粒子状物質排出量 (工場・事業場) <input type="checkbox"/> 公共交通機関利用者数 (市営バス) <input type="checkbox"/> 自転車道総延長 <input type="checkbox"/> 駐輪場数	
環境要素		環境要素の目標	
水		水のきれいさや安全性が守られていること	
環境項目	環境項目の目標	指標	
水質	環境基準、環境目標値等に適合していること	<input type="checkbox"/> 水質汚濁に係る環境基準・環境目標値達成状況	
	河川・海域の底質が有害な化学物質で汚染されていないこと	<input type="checkbox"/> 底質に含まれる汚染物質の量	
	汚染物質の排出が抑制されていること	<input type="checkbox"/> 工場・事業場における水質汚濁物質排出量 <input type="checkbox"/> 下水道普及率	
	安心して飲める水が供給されていること		
環境要素		環境要素の目標	
土		土の安全性が守られていること	
環境項目	環境項目の目標	指標	
土壌	環境基準等に適合していること	<input type="checkbox"/> 地下水汚染に係る環境基準達成状況 <input type="checkbox"/> 土壌汚染の改善件数	
地盤	地盤沈下が生じていないこと	<input type="checkbox"/> 地盤沈下量	
地形・地質	崖くずれ、土砂流出や水害がなく、安全性が確保されていること	<input type="checkbox"/> 土砂災害の発生件数	
環境要素		環境要素の目標	
化学物質		化学物質の環境リスクが低減され、環境汚染が生じていないこと	

環境項目	環境項目の目標	指標
化学物質	化学物質が適正に管理され、環境汚染が生じていないこと	<input type="checkbox"/> 市内のPRTTR法対象事業所から排出される対象化学物質の排出状況 <input type="checkbox"/> ダイオキシン類に係る環境基準達成状況 <input type="checkbox"/> 有害大気汚染物質に係る環境基準達成状況

環境要素	環境要素の目標
騒音・振動	静かな環境が享受できること

環境項目	環境項目の目標	指標
騒音	環境基準等に適合していること	<input type="checkbox"/> 騒音に係る環境基準達成状況（自動車、一般環境、新幹線） <input type="checkbox"/> 騒音に係る苦情件数
振動	環境保全水準等に適合していること	<input type="checkbox"/> 振動に係る環境保全水準等達成状況 <input type="checkbox"/> 振動に係る苦情件数

環境要素	環境要素の目標
悪臭	臭気に関する快適な環境が保たれること

環境項目	環境項目の目標	指標
悪臭	悪臭物質の排出が抑制されていること	<input type="checkbox"/> 悪臭の苦情件数

環境要素	環境要素の目標
建造物影響	建築物や工作物による著しい住環境への影響が生じていないこと

環境項目	環境項目の目標	指標
電波	良好な画像が保たれていること	<input type="checkbox"/> 建造物影響に係る苦情件数
ビル風	ビル風害が抑制されていること	
日照	住環境に著しい影響が生じていないこと	
光害	周辺環境に配慮した適切な屋外照明とすること	

総合的な評価に用いる指標

施策の方向	指標	総合的な評価に用いるもの
IV-1 大気環境の保全	大気汚染に係る環境基準、環境目標値達成状況	
	二酸化窒素	○
	浮遊粒子状物質	
	光化学オキシダント（光化学スモッグ）	○
	有害大気汚染物質	
	微小粒子状物質（PM2.5）	○
	窒素酸化物排出量（工場・事業場）	○
	粒子状物質排出量（工場・事業場）	
	公共交通機関利用者数（市営バス）	
自転車道総延長		
駐輪場数		
IV-2 水質・土壌・地盤環境の保全	水質汚濁に係る環境基準、環境目標値達成状況	
	健康項目（河川、海域）	
	生活環境項目（多摩川水系の市内3河川のBOD、海域のCOD（B類型、C類型地点のすべて））	○
	底質に含まれる汚染物質の量	
	工場・事業場における水質汚濁物質排出量	
	下水道普及率	
	地下水汚染に係る環境基準達成状況	○
土壌汚染の改善件数		

	地盤沈下量	
	土砂災害の発生件数	
IV-3 化学物質の環境リスクの低減	市内のPRTR法対象事業所から排出される対象化学物質の排出状況	
	PRTR法対象化学物質のうち、特定第一種指定化学物質の排出量	○
	PRTR法対象化学物質の届出排出量	○
	ダイオキシン類に係る環境基準達成状況	
	有害大気汚染物質に係る環境基準達成状況(再掲)	
IV-4 地域の生活環境の保全	騒音に係る環境基準達成状況(自動車、一般環境、新幹線)	○
	騒音に係る苦情件数	
	振動に係る環境保全水準等達成状況	○
	振動に係る苦情件数	
	悪臭の苦情件数	
	建造物影響に係る苦情件数	

施策の方向 IV-1 大気環境の保全

指 標	目標・現状・指標がめざす方向
大気汚染に係る環境基準、環境目標値達成状況	【目標】環境基準、対策目標値、環境目標値*を達成すること
なお、特に留意すべきものとして、以下の5物質を示す。	
二酸化窒素	<p>【目標】2015年度までのできるだけ早期に、二酸化窒素濃度について全測定局で対策目標値の達成を目指す。達成後は当面の目標として、対策目標値の下限値の0.04ppm又はそれ以下を目指す。</p> <p>【基準年度】18測定局中15測定局で対策目標値を達成(2009年度)</p> <p>【指標がめざす方向】(達成局数の割合が)高いほうが良い</p>
浮遊粒子状物質	<p>【目標】浮遊粒子状物質濃度について、全測定局で対策目標値の達成を維持するとともに、環境目標値の達成を目指す。</p> <p>【基準年度】18測定局中全測定局で対策目標値を達成(2009年度)</p> <p>【指標がめざす方向】(達成局数の割合が)高いほうが良い</p>
光化学オキシダント(光化学スモッグ)	<p>【目標】環境基準の達成を目指すとともに、当面の目標として光化学スモッグ注意報の発令日数0日を目指す。</p> <p>【基準年度】9測定局中全測定局で環境基準を非達成(2009年度)、3日(2009年度の光化学スモッグ注意報発令日数)</p> <p>【指標がめざす方向】(達成局数の割合が)高いほうが良い、(発令日数が)少ないほうが良い</p>
有害大気汚染物質	<p>【目標】環境基準の定められている4物質(ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン)について、全調査地点(4測定局)で環境基準の達成を維持する。</p> <p>【基準年度】4調査地点中全調査地点で4物質の環境基準を達成(2009年度)</p> <p>【指標がめざす方向】(達成局数の割合が)高いほうが良い</p>
微小粒子状物質(PM2.5)	<p>【目標】2009年9月に新たに設定された環境基準の早期達成を目指す。</p> <p>【基準年度】—(常時監視体制の整備中)</p> <p>【指標がめざす方向】(達成局数の割合が)高いほうが良い</p>
窒素酸化物排出量(工場・事業場)	<p>【目標】対策目標量(9,330トン)以下の排出量とするとともに、低減を進めること。</p> <p>【基準年度】9,591トン(2009年度)</p> <p>【指標がめざす方向】少ないほうが良い</p>

粒子状物質排出量 (工場・事業場)	【目標】対策目標量(2,120トン)以下の排出量とするとともに、低減を進めること。 【基準年度】1,629トン(2009年度) 【指標がめざす方向】少ないほうが良い
公共交通機関利用者数 (市営バス)	【基準年度】45,621,656人(2009年度) 【指標がめざす方向】多いほうが良い
自転車道総延長	【基準年度】自転車道:4,120m(2012年11月) 【指標がめざす方向】多いほうが良い
駐輪場数	【基準年度】145か所(民間駐輪場を除く)(2009年度) 【指標がめざす方向】多いほうが良い

目標・指標の達成状況	指標評価	方向評価
■指標：大気汚染に係る環境基準、環境目標達成状況		
<ul style="list-style-type: none"> 二酸化窒素：一般局9局全局、自排局9局全局で環境基準を達成(達成率:100%)環境目標値は、全測定局18局で非達成(達成率:0%)(対前年度：環境基準達成局は、自排局1局増加、対基準値：達成局数の割合高い) 	3*	
<ul style="list-style-type: none"> 浮遊粒子状物質：環境基準の長期的評価は、一般局9局中8局、自排局9局中7局で環境基準を達成(達成率:83%)。短期的評価は一般局9局中3局、自排局9局中3局で環境基準を達成(達成率:33%)。環境目標値は全測定局18局で非達成(達成率:0%)。(対前年度：環境基準の長期評価は、一般局1局、自排局2局減少、対基準年度：達成局割合低い) 	なし	
<ul style="list-style-type: none"> 光化学オキシダント：一般局9局全局で環境基準を非達成(達成率:0%)光化学スモッグ注意報は11回発令。健康被害の届出は15人。(対前年度：発令日9日増加、対基準年度：達成局数割合同じ) 	なし*	
<ul style="list-style-type: none"> 二酸化硫黄：環境基準の長期的評価は、一般局9局中全局で環境基準を達成(達成率100%)短期的評価は、一般局9局全局で環境基準を達成(達成率100%) 		
<ul style="list-style-type: none"> 有害大気汚染物質：環境基準の設定されているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンは測定を行った4調査地点すべてで環境基準を達成(達成率:100%) 	3	1
<ul style="list-style-type: none"> 微小粒子状物質(PM2.5)：一般局6局全局、自排局5局全局※で環境基準を非達成(達成率:0%)(対前年度：環境基準達成局は一般局4局、自排局3局減少、対基準値：達成局割合低い) 	なし*	
■指標：窒素酸化物排出量(工場・事業場)		
<ul style="list-style-type: none"> 工場・事業場からの排出量9,180トン(対前年度：36トン増加、対基準値：少ない) 	2*	
■指標：粒子状物質排出量(工場・事業場)		
<ul style="list-style-type: none"> 工場・事業場からの粒子状物質(二次生成粒子を含む)の排出総量：1,556トン(対前年度：18トン増加、対基準値：少ない) 	2	
■指標：公共交通機関利用者数(市営バス)		
市営バス利用者数4,619万人(対前年度：86万人減少、対基準年度：多い)	2	
■指標：自転車道総延長		
4,300m(対前年度：180m増加、対基準年度：多い)	3	
■指標：駐輪場数		
147か所(対前年度：7か所増加、対基準年度：多い)	3	

[方向評価は「*」の付いた指標評価の平均値をもとに評価しています]

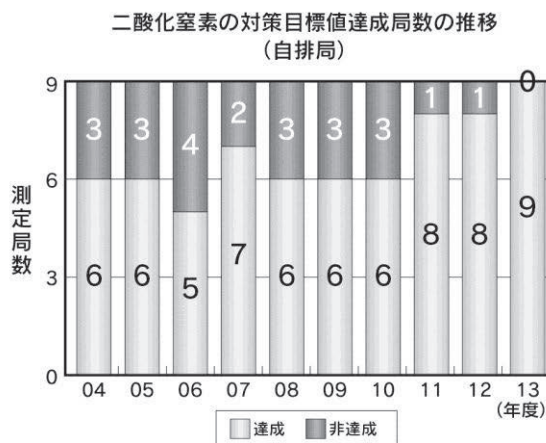
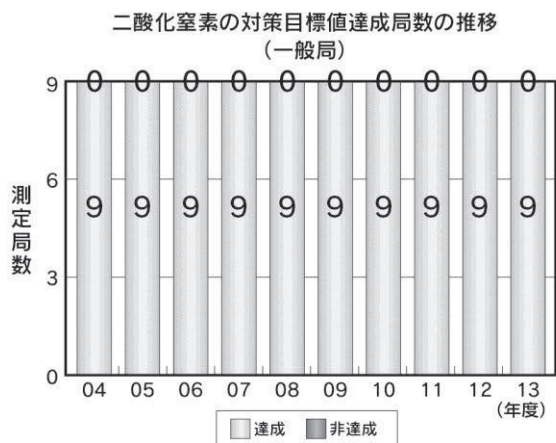
※2012年度から2013年度にかけてPM2.5の有効測定局が、一般局4局から8局に、自排局が4局から6局に増加しましたが、3測定局については有効測定日数を満たさないため、評価対象から除外しています。

現 状

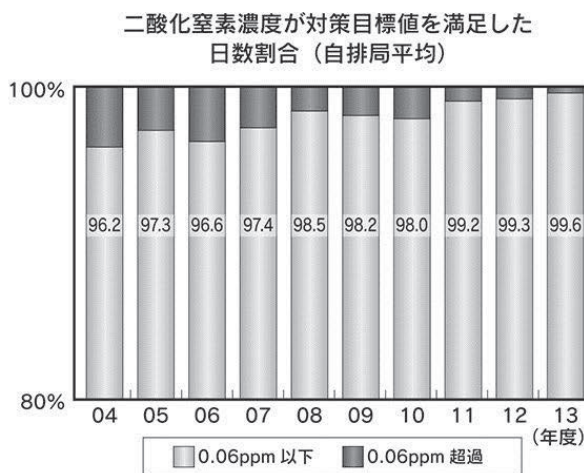
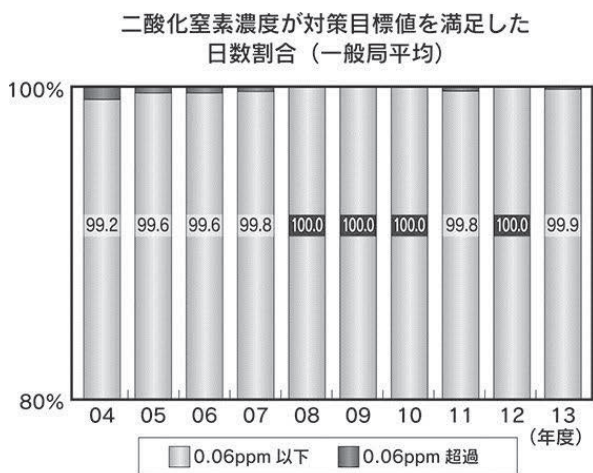
■大気汚染に係る環境基準、環境目標達成状況

●二酸化窒素

対策目標値の達成状況は、一般環境大気測定局（「一般局」という。）、自動車排出ガス測定局（「自排局」という。）ともに全局で達成となっています。対策目標値の達成局数は、一般局及び自排局で全局達成となりました。



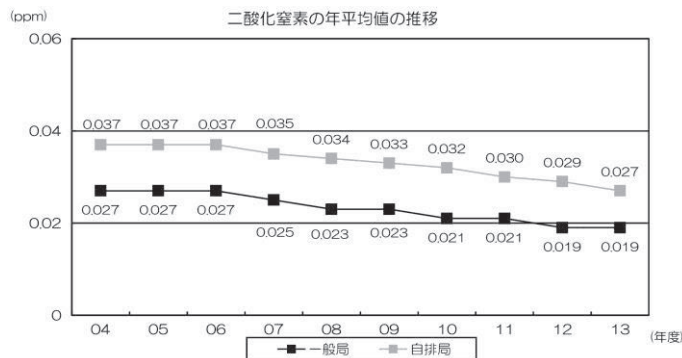
対策目標値の0.06ppm*（日平均値）を満足した日数とその有効測定日数に対する割合について年間を通してみると、一般局では、274日～361日（平均346日）、99.6%～100%（平均99.9%）でした。同様に、自排局では、295日～365日（平均349日）、98.9%～100%（平均99.6%）でした。



環境濃度は、ここ十年の推移をみるとゆるやかな減少傾向で推移しています。

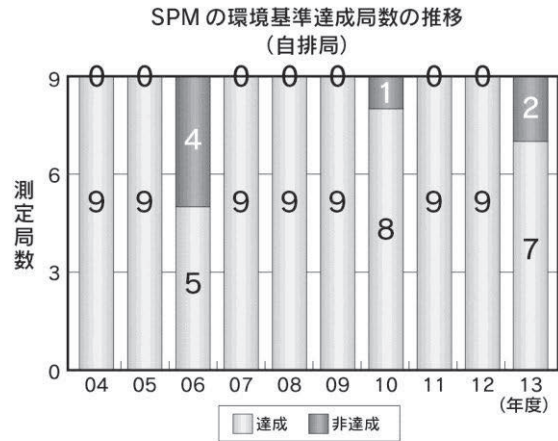
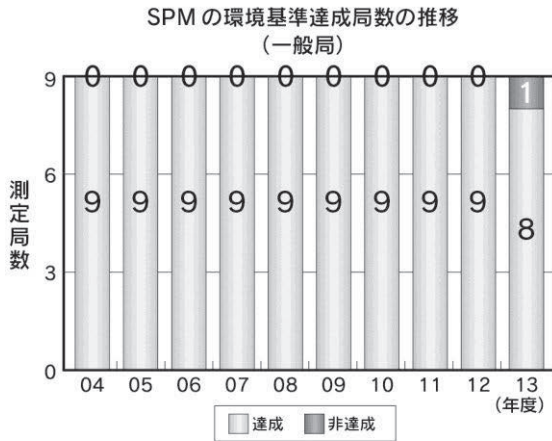
2013年度の一般局9局の年平均値は、0.019ppmで、前年度と同じ値でした。

同様に、自排局9局は、0.027ppmで、前年度より0.002ppm減少しました。



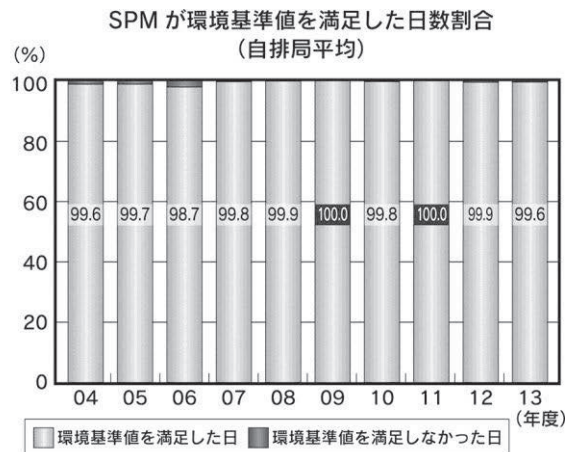
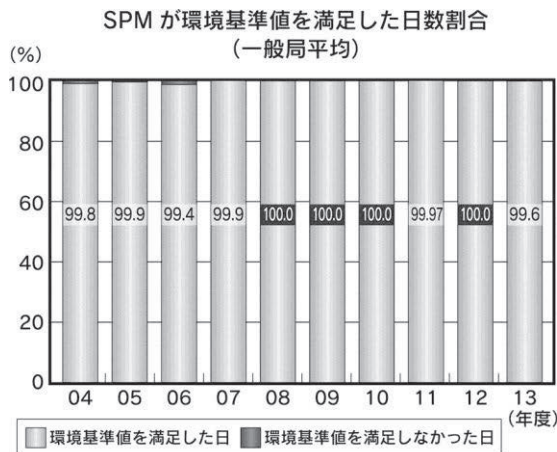
● 浮遊粒子状物質*

環境基準の達成状況は、長期的評価（1年間を通じて得られた1日平均値による評価）では、一般局9局中8局、自排局9局中7局で達成しました。また、短期的評価（1日平均値及び1時間値による評価）については、一般局では9局中3局（田島、高津、麻生）、自排局では9局中3局（市役所前、遠藤町、宮前平駅前）で環境基準を達成し、前年度に比べ、一般局では6局減、自排局では4局減となりました。

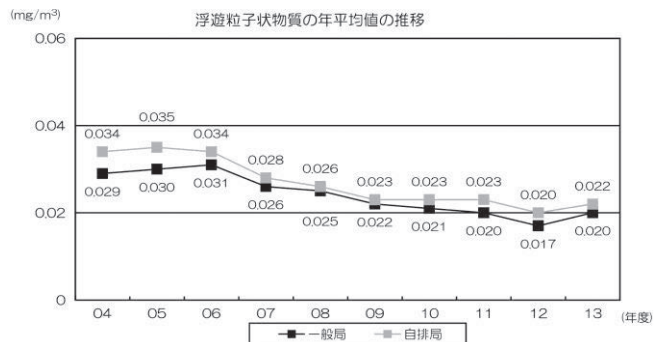


環境基準（日平均値 0.1 mg/m^3 以下かつ1時間値 0.2 mg/m^3 以下）を満足した日数とその有効測定日数に対する割合について年間を通してみると、一般局では、270日～360日（平均344日）、98.2%～100%（平均99.6%）でした。

一方、自排局では、年間を通して289日～360日（平均342日）、98.9%～100%（平均99.6%）の割合で環境基準を満足していました。



環境濃度は、ここ10年間概ね減少傾向にあります。2013年度の一般局9局の年平均値は、 0.020 mg/m^3 で、前年度より 0.003 mg/m^3 増加しました。また、自排局の年平均値は、 0.022 mg/m^3 で、前年度より 0.002 mg/m^3 増加しました。



● 光化学オキシダント

光化学オキシダントは、一般局9局で測定しています。環境基準は、全局で達成していません。

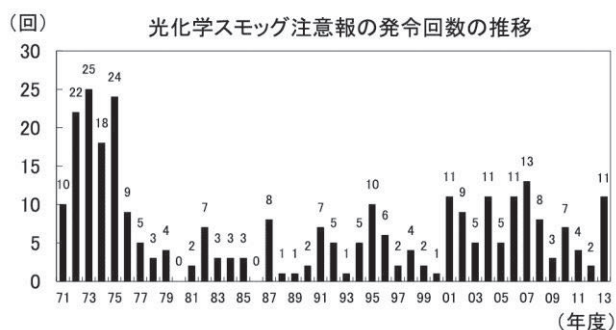
9局の昼間（5～20時）の年平均値は、0.032ppmでした。

光化学スモッグ注意報は、7月から8月にかけて11回発令され、健康被害届出者数は15名でした。

●有害大気汚染物質*

大気汚染防止法の改正に伴い、1997年度から有害大気汚染物質モニタリング調査を実施しています。調査は市内4調査地点で毎月1回実施しています。

2013年度は21物質について4調査地点で調査を行いました。環境基準が設定されているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについてはすべての調査地点で環境基準を達成しました。



【2013年度有害大気汚染物質モニタリング調査（単位：μg/m³）】

測定物質	年平均値				環境基準
	池上	大師	中原	多摩	
ベンゼン	2.8	2.7	1.2	1.1	3
トリクロロエチレン	1.8	1.0	1.1	0.56	200
テトラクロロエチレン	0.30	0.29	0.40	0.33	200
ジクロロメタン	1.8	1.4	1.3	2.0	150

●微小粒子状物質*

浮遊粒子状物質のうち、粒径が2.5μm以下の微小粒子状物質（PM2.5）は、2009年9月に環境基準が設定され、また、2010年10月には、環境基準評価を行える精度を持つ測定機として、PM2.5の標準測定法と等価性を有する自動測定機（以下、「等価測定機*」という）が国から示されました。市ではPM2.5の環境実態を把握するため、2000年度から自動測定機による測定を開始しており、2013年度には一般局8局（大師、田島、川崎、幸、中原、高津、宮前、麻生）、自排局6局（日進町、二子、本村橋、宮前平駅前、柿生、池上）の合計14局で測定を行いました。

等価測定機を使用しており、かつ、環境基準の評価が行える年間250日以上測定結果のある11局（大師、幸、中原、高津、宮前、麻生、日進町、二子、本村橋、宮前平駅前、池上）全局で環境基準が非達成でした。田島、川崎、柿生の各局は2014年1月から2月にかけて測定機を設置したため、測定日数が環境基準の評価を行うために必要な250日に満たないことから環境基準の評価は行いませんでした。

2013年3月9日から環境省が取りまとめた「注意喚起のための暫定的な指針」に基づき、神奈川県と連携してPM2.5高濃度予報等を開始し、市民の皆様に注意喚起に向けた情報提供を行っています。12月5日からは「注意喚起のための暫定的な指針の判断方法の改善について」に基づいて、「午前8時の高濃度予報」に加え、「午後1時の高濃度予報」を追加しました。2013年度の高濃度予報は0回でした。

●二酸化硫黄*

二酸化硫黄は、一般局9局で測定しています。環境濃度は、ここ十数年、低濃度で推移し、一般局9局の年平均値は0.002ppmで、前年度と同じ値でした。環境基準及び環境目標値の長期的評価は、全局で達成し、環境基準及び環境目標値の短期的評価についても全局で達成しました。

●アスベスト（石綿）*

アスベストが2005年6月に社会問題化したことを受け、2005年8月に川崎市アスベスト対策会議を設置し、市有施設における実態調査、民間建築物の除去工事への支援、市民への情報提供・相談等の総合的な対策を推進してきました。また、建築物等の解体時には、大気汚染防止法による吹付け石綿、石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材の除去工事及び2011年10月に改正施行した川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例によるスレート等の石綿含有成形板の解体工事に対し、各法令に基づく届出や作業実施基準等の指導、監視を行い、アスベストの飛散防止対策に努めています。

【アスベスト環境調査 (単位：本/L) (2013年度)】

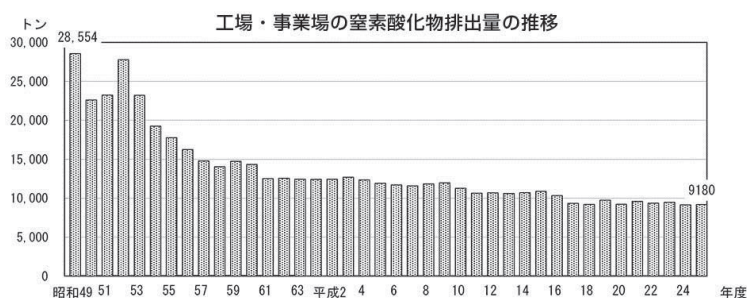
調査地点	川崎 (田島町)	幸 (戸手本町)	中原 (小杉町)	高津 (溝口)	宮前 (宮前平)	多摩 (登戸)	麻生 (百合丘)	沿道 (池上町)
夏	0.12	0.12	0.10	0.10 未満	0.10 未満	0.10	0.12	0.12
冬	0.14	0.14	0.12	0.12	0.12	0.10	0.10	0.10 未満

アスベスト濃度：1リットルの空気中にあるアスベスト繊維の本数を表す。

世界保健機関（WHO）の環境保健クライテリア（判断基準）では、「世界の都市部の一般環境中の石綿濃度は1～10本/L程度であり、この程度であれば、健康リスクは検出できないほど低い。」と記載されています。

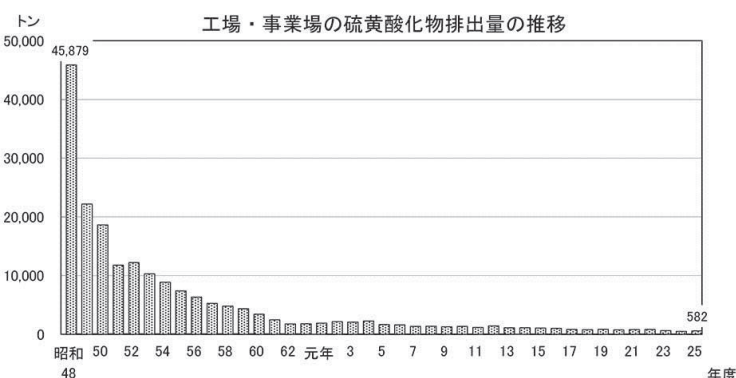
■窒素酸化物*排出量（工場・事業場）

2013年度における市内の工場・事業場からの窒素酸化物の排出総量は、9,180トンで2009年度排出量（9,591トン）と比べると4.5%減少しました。



■粒子状物質排出量（工場・事業場）

2013年度の排出総量は1,556トンで、2009年度排出量（1,629トン）と比べると4.7%減少しました。



●硫黄酸化物*排出量（工場・事業場）

2013年度の排出総量は582トンで、2009年度排出量（800トン）と比べると37%減少しました。

■公共交通機関利用者数

2013年度の市営バス利用者数は4,619万人（前年度4,705万人）でした。市営バスでは、IC乗車券や運行情報閲覧サービス「市バスナビ」による利用促進を行っています。

■自転車道路延長

自転車道などの自転車通行環境整備につきましては、歩行者の安全性の向上を図るとともに、自動車交通をはじめとする道路交通の円滑化を図りながら、道路空間を再構築するための基本方針の検討を行っています。

■駐輪場数

駐輪場の整備については、1987年10月に施行した川崎市自転車等の放置防止に関する条例に基づき、公共の場所における自転車等の放置による危険又は障害を除去することにより、歩行者等の通行の安全と円滑及び災害時における緊急活動の場の確保を図り、併せて市民自らが自転車等の適正な駐車秩序の確立に努め、もって安全で住みよい生活環境を維持し、向上するよう取り組んでいます。

また、環境にやさしい自転車利用の推進が図られるよう、駅周辺の放置自転車改善のために駐輪場の整備に努めています。

2005年には川崎市自転車等駐車場の附置等に関する条例を制定し、川崎市内で自転車等の大量駐車需要を生じさせる一定規模以上の集客施設や商業施設等を新築又は増築する施設の設置者は、自転車等駐輪場を設置しなければならなくなり、2013年度末までに設置した駐輪台数は、8,482台です。